

令和2年2月14日

## 新型コロナウイルスに対する感染予防と健康管理の徹底についてのご案内

一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会(会長:川鍋一郎)では、新型コロナウイルスの感染予防対策として、以下のとおり各社へ通知をして、対応の徹底をお願いしているところです。

今後も引き続き、公共交通機関としての役割を果たすべく安全・安心に取り組んで参ります。

### ◆会員への周知内容

- 乗務員のマスク着用、石鹸による手洗い及び消毒液による皮膚の洗浄、うがいの励行を徹底する。
- 咳をする場合には、口や鼻をティッシュなどで覆う等の「咳エチケット」を厳守する。
- 乗客が降車した後の車内喚起とシートベルト、タブレット端末等、乗客が触れた可能性のある車内設備の消毒液による殺菌に努める。
- 乗務員の出庫及び帰庫点呼時における検温等による健康調査を実施する。
- 発熱、悪寒、咳、くしゃみ、喀痰、関節痛、倦怠感等の自覚症状を有する従業員(乗務員に限らず)に対する医師の診察とその結果の確認を行う。

\* 上記内容を含む、会員への周知文書は別添資料をご参照ください。

### \* 皆様へのお願い \*

現在、マスクや除菌液等の入手が困難になっており、各社・乗務員への配布が行き届かない現状があります。入手ルート等に関して、何か情報等がございましたらご一報いただければ幸いです。何とぞ、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

本件に関するお問合せ

(一社)東京ハイヤー・タクシー協会 総務部広報担当

TEL:03-3264-8080 Email:ishida@taxi-tokyo.com

<http://www.taxi-tokyo.or.jp/index.html>

東タク協発第314号  
令和2年1月30日

会 員 各 位

一般社団法人  
東京ハイヤー・タクシー協会  
会 長 川 鍋 一 朗  
乗務員指導委員会  
担当副会長 高 野 公 秀  
委 員 長 村 澤 儀 雄

### 新型コロナウイルス関連肺炎に対する感染予防と健康管理の徹底について

中国湖北省武漢市で報告され、感染が拡大している新型コロナウイルス関連肺炎につきましては、1月29日正午現在、中国での感染者が5,974名、死亡者が132名となり、日本国内においては、9名の感染者が確認され、そのうち、奈良県に居住する男性1名は、観光バスの運転手として、大阪府に居住する女性1名は、男性と同じ観光バスのツアーガイドとして、日本国内において、武漢市のツアー旅行者を搬送しており、その時に感染した可能性が高いといわれております。

現在、日本国内の各空港では、中国からの入国者に対して、発熱をはじめ、体調不良の有無等のチェックを行い、水際対策を講じております。

タクシーは、羽田空港、国内の主要ターミナル、繁華街、観光施設等で不特定多数の利用者を乗車させる機会が多く、感染者が乗車した場合、乗務員のみならず、その後に利用した乗客、営業所の従業員等に広く伝染する恐れがあります。

また、タクシーの車内は気密性が高い上、乗客が、シートベルトやタブレット端末等の車内設備に触れる機会も多く、飛沫伝染のみならず、手や指から車内設備を通じて他者に伝染する可能性も考えられます。

これらの現状を踏まえ、この度、別添のとおり、全国ハイヤー・タクシー連合会を通じ、国土交通省自動車局安全政策課長から、対策の強化について再度通知がなされました。

会員各位におかれては、当該文書の内容に加え、以下の点につき、ご指示いただき、感染予防と健康管理に努めていただきますようお願いいたします（以下の内容は、厚生労働省、東京都等のホームページを参照しております）。

- 乗務員のマスク着用、石鹸による手洗い及び消毒液による皮膚の洗浄、うがいの励行を徹底する
- 咳をする場合には、口や鼻をティッシュで覆う等の「咳エチケット」を厳守する
- 乗客が降車した後の車内換気とシートベルト、タブレット端末等、乗客が触れた可能性のある車内設備の消毒液による殺菌に努める
- 乗務員の出庫及び帰庫点呼時における検温等による健康調査を実施する
- 発熱、悪寒、咳、くしゃみ、喀痰、関節痛、倦怠感等の自覚症状を有する従業員（乗務員に限らず）に対する医師の診察とその結果の確認を行う
- 新型コロナウイルス関連肺炎の感染が確認されたら、関東運輸局に速報する

また、厚生労働省では、下記の電話相談窓口を設置しておりますので、ご活用ください。

03-3595-2285（午前9時から午後9時まで、土・日・祝日も実施）

[扱 業務部 TEL：03-3264-8080（代表）]



全タク連発第151号  
令和2年1月29日

協会長各位

一般社団法人  
全国ハイヤー・タクシー連合会  
会長 川鍋 一朗

### 新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について

武漢市において発生している新型コロナウイルスについては、令和2年1月23日付け全タク連発第147号「新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について」により注意喚起をしたところですが、引き続き感染拡大の防止に向けて適切な対策が必要な状況にあり、今般、厚生労働省は、ホームページにおいて、「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」のページを開設し、「中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関するQ&A」を掲載しました。

また、1月28日、武漢への渡航歴のない本邦のバス運転者が新型コロナウイルスに感染していたことが確認されました。

このような状況を踏まえ、国土交通省自動車局安全政策課長から全タク連に対し、新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について別添1および別添2のとおり再度通知がありました。

つきましては、下記のホームページ等を参照の上、感染対策の徹底を指導するとともに、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告するよう傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

### 記

(参考)

- 「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- 「中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関するQ&A」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)



事 務 連 絡  
令和 2 年 1 月 2 7 日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について

武漢市において発生している新型コロナウイルスについて、令和 2 年 1 月 2 6 日に我が国 4 例目の当該感染者が確認されており、引き続き感染拡大の防止に向けて適切に対策する必要がございます。

今般、厚生労働省ホームページにおいて、「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」のページが開設され、かつ、「中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関する Q & A」が掲載されました。

「新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について」（令和 2 年 1 月 2 1 日付け事務連絡）において、貴会に対して通常の感染対策をお願いしているところですが、当該ホームページ及び Q & A を参考に、引き続き、感染対策を講じていただくよう要請します。

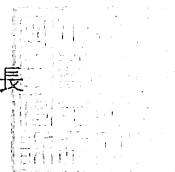
(参考)

- 「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
  
- 「中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する Q & A」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

国自安第160号  
令和2年1月28日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長



新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について（要請）

中国の武漢において発生している新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底については、令和2年1月21日付け事務連絡及び同年1月27日付け事務連絡において要請してきたところでございますが、本日、武漢への渡航歴の無い本邦のバス運転者が新型コロナウイルスに感染していたことが確認されました。

つきましては、感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策について、更なる徹底を行うよう、傘下会員に対して周知徹底願います。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告いただくよう、傘下会員に対して周知願います。

令和2年1月28日（火）

**【照会先】**

健康局 結核感染症課

感染症情報管理室長

梅田 浩史（内線2389）

課長補佐 加藤 拓馬（内線2373）

主査 柳川 愛実（内線2932）

（代表電話） 03（5253） 1111

報道関係者各位

## 新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について

本日（1月28日）16時頃に、国立感染症研究所より、今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の症例の報告がありました。

この患者は、奈良県在住の旅行者であり、1月25日にご本人が医療機関を受診した際に、武漢市の滞在歴はありませんでしたが、武漢市からのツアー客との接触があったため、疑似症サーベイランスとして報告がされたものです。

新型コロナウイルスに関連した感染症の患者の発生が国内で確認されたのは6例目です。

本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を確実に行ってまいります。

なお、本件に関する記者会見を19時から行います。

### 概要

（1）年代： 60代

（2）性別： 男性

（3）居住地： 奈良県

（4）症状、経過：

1月14日 悪寒、咳、関節痛あり。

1月17日に奈良県内の医療機関を受診し、各種検査異常なく経過観察。保健所に連絡。

1月22日関節痛あり、咳症状増悪。

1月25日に再度受診し、医療機関から保健所に相談し、胸部レントゲン検査により両側下肺野に所見を認めたため、調整の上、奈良県内の医療機関に入院。

1月26日に検体を送付。

（5）行動歴：

1月8-11日に武漢からのツアー客を、運転手としてバスに乗せた。

1月12-16日に別の武漢からのツアー客を、運転手としてバスに乗せた。

◆国民の皆様へのメッセージ

○ 新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内では人から人への感染は認められるものの、我が国では人から人への持続的感染は認められていません。国民の皆様におかれては、過剰に心配することなく、季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○ 武漢市から帰国・入国される方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、検疫所で必ず申し出下さい。また、国内で症状が現れた場合は、マスクを着用するなどし、あらかじめ医療機関に連絡の上速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、武漢市の滞在歴があることを申告してください。

(その他)

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、国民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。なお、現場での取材は、患者の方のプライバシー保護といった観点からも、お控えください。

(参考) コロナウイルスとは

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られていますが、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがあるSARS-CoV（重症急性呼吸器症候群コロナウイルス）とMERS-CoV（中東呼吸器症候群コロナウイルス）以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまります。詳細は、国立感染症研究所の情報ページをご参照ください。

○国立感染症研究所 人に感染するコロナウイルス

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

東タク協発第317号  
令和2年2月3日

会員各位

一般社団法人  
東京ハイヤー・タクシー協会  
会長 川鍋 一朗  
乗務員指導委員会  
担当副会長 高野 公秀  
委員長 村澤 儀雄

新型コロナウイルス関連肺炎に係る予防・まん延防止の徹底について（再要請）

新型コロナウイルス関連肺炎対策につきましては、1月30日付け「新型コロナウイルス関連肺炎に対する感染予防と健康管理の徹底について」（東タク協発第314号）にてお願いしたところですが、この度、国土交通省自動車局安全政策課長の要請を受け、全タク連から、「新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について（要請）」（別添）のとおり、要請がありましたので、再度、以下の点について、周知徹底をお願いします。

- 乗務員のマスク着用、石鹸による手洗い及び消毒液による皮膚の洗浄、うがいの励行を徹底する
- 咳をする場合には、口や鼻をティッシュで覆う等の「咳エチケット」を厳守する
- 乗客が降車した後の車内換気とシートベルト、タブレット端末等、乗客が触れた可能性のある車内設備の消毒液による殺菌に努める
- 乗務員の出庫及び帰庫点呼時における検温等による健康調査を実施する
- 発熱、悪寒、咳、くしゃみ、喀痰、関節痛、倦怠感等の自覚症状を有する従業員（乗務員に限らず）に対する医師の診察とその結果の確認を行う
- 新型コロナウイルス関連肺炎の感染が確認されたら、関東運輸局に速報する

〔扱 業務部 TEL：03-3264-8080（代表）〕



全タク連発第155号  
令和2年1月31日

協会長各位

一般社団法人  
全国ハイヤー・タクシー連合会  
会長 川鍋 一朗

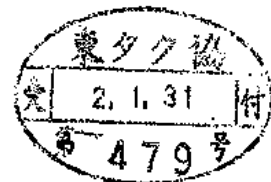
新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について（要請）

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底については、適宜、周知をしているところですが、今般、令和2年1月29日に我が国8例目の感染者が確認され、当該感染者は同月28日に感染が確認されたバス運転者と同一のバスに乗車していたことが判明いたしました。感染経路は不明ですが、バス内におけるヒトからヒトへの感染が疑われるところであり、引き続き感染拡大の防止に向けて適切な対策が必要です。

このような状況を踏まえ、国土交通省自動車局安全政策課長から、感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策について、更なる徹底を図るよう全タク連に対し別紙のとおり要請がありました。

つきましては、了知されるとともに傘下会員に対し、新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止について再度周知徹底をお願いいたします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告するよう併せて周知徹底をお願いします。



国自安第162号  
令和2年1月30日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について（要請）

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底については、従業員への感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染対策をお願いしているところでございますが、今般、令和2年1月29日に我が国8例目の感染者が確認され、当該感染者は同月28日に感染が確認されたバス運転者と同一のバスに乗りしていたことが判明いたしました。

感染経路は不明であります。バス内におけるヒトからヒトへの感染が疑われるところであり、引き続き感染拡大の防止に向けて適切に対策する必要があります。

つきましては、感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策について、更なる徹底を行うよう、傘下会員に対して周知徹底願います。また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告いただくよう、傘下会員に対して周知願います。

全タク連発第161号  
令和2年2月7日

協会長各位

一般社団法人  
全国ハイヤー・タクシー連合会  
会長 川鍋 一朗

新型コロナウイルス等の感染症対策の周知について（協力依頼）

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底については、数度に亘り周知をしているところですが、今般、国土交通省自動車局安全政策課長から全タク連に対し、別添のとおり新型コロナウイルス等の感染症対策の周知について依頼がありました。

つきましては、了知されるとともに傘下会員に対し、別添チラシを本社・営業所等に掲示するなど活用いただき、従業員等の感染症対策について徹底を図るよう周知方お願いいたします。

なお、別添チラシについては、下記の内閣総理大臣官邸HPからダウンロードができます。

記

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 7 日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長

新型コロナウイルス等の感染症対策の周知について（協力依頼）

新型コロナウイルス等の感染症対策について、内閣総理大臣官邸HP（※）において、別添のチラシがダウンロードできるようになっています。

貴会におかれましては、当該HPより別添のチラシをプリントアウト等していただき、営業所、車内、バスターミナル等への掲示・配布等により、従業員及び利用者等への周知にご協力いただけるよう、貴傘下会員に対し依頼をよろしくお願いいたします。

※内閣総理大臣官邸 HP

「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

感染症対策へのご協力をおねがいします

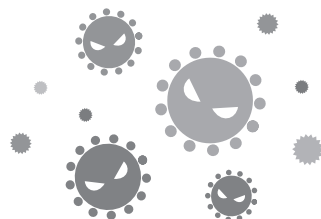
# 咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。



## 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する  
(口・鼻を覆う)

マスクがない時  
ティッシュ・ハンカチで  
口・鼻を覆う

とっさの時  
袖で口・鼻を覆う



何もせずに  
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを  
手でおさえる

## 正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を  
確実に覆う

2 ゴムひもを  
耳にかける

3 隙間がないよう  
鼻まで覆う

首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

# ！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット<sup>せき</sup>」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

**外出先からの帰宅時**や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

## 正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう

・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索





# 感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ①手洗い

### 正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



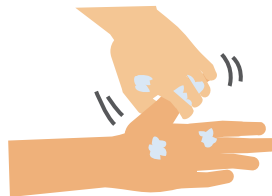
指先・爪の間を念入りにこすります。

4



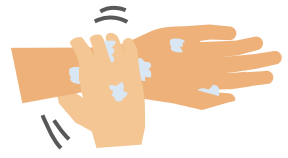
指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## ②咳エチケット

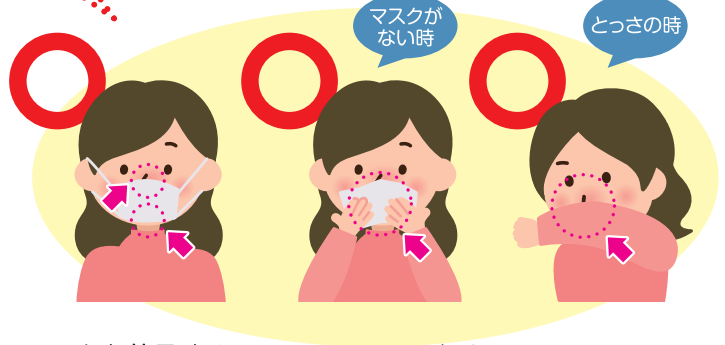
### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

### 正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



POINT.1



帰宅時や調理の前後、  
食事前など、  
こまめに手を洗う！

POINT.2



くしゃみや咳せきが出るときに、  
ティッシュ等で口と鼻おほを覆ったり  
マスクを正しく着用する！

感染症  
対策 



東タク協発第334号

令和2年2月14日

会員各位

一般社団法人

東京ハイヤー・タクシー協会

会長 川鍋 一朗

乗務員指導委員会

担当副会長 高野 公秀

委員長 村澤 儀雄

### タクシー乗務員の感染に伴う新型コロナウイルス感染症対策について

報道のとおり、都内の70歳代の個人タクシー事業者様が新型コロナウイルスに感染して入院され、神奈川県在住の80歳代の義理のお母さまが肺炎を発症し、2月13日にお亡くなりになり、死亡後、新型コロナウイルスに感染していることが判明しました。

お母様のご冥福をお祈りし、ご遺族様に慎んでお悔やみを申し上げますとともに、個人タクシー事業者様のご一日も早いご快癒をお祈り申し上げます。

本件における感染経路やお母様の死亡原因は、今後の関係行政機関による調査に委ねることとなりますが、現在、感染終息の兆しが見えない状況にあり、公共交通機関の担い手として、今後、一層の注意を払う必要があります。

一方で、マスクが全く手に入らず、会員各位にはご不便を強いている状況にあり、政府は、急きよ、補助金を拠出して製造業者に増産を指示し、来週以降、供給の改善が見込まれるとの見解を示しておりますが、需要の優先順位を考えると、タクシー事業者を含め、広く一般に行き渡するには、未だ、見通しが立たない状況にあります。

どうか、会員各位にあつては、繰り返しになりますが、感染予防及び健康管理のため、

- 石鹸による手洗い及び消毒液による皮膚の洗浄、うがいの励行を徹底する
- 咳をする場合は、口や鼻をティッシュペーパーで覆う等の「咳エチケット」を厳守する
- 乗客が降車した後の車内換気とシート、シートベルト、タブレット端末等、乗客が接触した可能性のある車内設備及び車内空間の消毒液による殺菌に努める
- 乗務員の出庫及び帰庫点呼時における検温・目視等による健康調査を実施する
- 倦怠感、発熱、悪寒、咳、くしゃみ、喀痰、関節痛等の自覚症状を有する従業員（乗務員に限らず）に対しては、受診させ、その結果の確認を行う

等の対策の再徹底をお願いいたします。

加えて、全国ハイヤー・タクシー連合会から、別添の要請がなされておりますので（令和2年2月14日付け全タク連発第165号）、内容の周知を図られますようお願いいたします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに関東運輸局保安・環境課（TEL：045-211-7256、FAX：045-201-8813、時間外：080-3369-7054）に報告してください。

[扱 業務部 TEL：03-3264-8080 (代表)]

全タク連発第165号  
令和2年2月14日

協会長各位

一般社団法人  
全国ハイヤー・タクシー連合会  
会長 川鍋 一朗

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

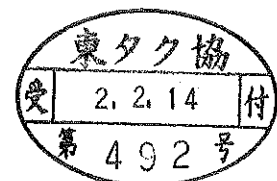
新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底については、数度に亘り周知をしているところですが、今般、令和2年2月13日にタクシー運転者への感染が確認されました。

本件を受けて、今般、国土交通省自動車局安全政策課長から全タク連に対し、新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について別紙のとおり依頼がありました。

つきましては、了知されるとともに傘下会員に対し、始業点呼時に、運転者に疲労、疾病等の体調を申告させる等により、運転者の健康状態を確実に把握するとともに、感染予防対策が取れていることをあわせて確認すること、さらに、利用者に対してもチラシ（令和2年2月7日付け全タク連発第161号等を参照）の掲示・配布等により感染予防対策の実施に協力頂くよう、周知徹底をお願いします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告するよう併せて周知徹底をお願いします。

なお、新型コロナウイルスの感染予防対策の参考として平成21年に新型インフルエンザが流行した際に全タク連が作成した「ハイタク事業におけるインフルエンザ感染防止対策」を別添としておりますのでご活用ください。



国自安第174号  
令和2年2月13日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策をお願いしているところですが、今般、令和2年2月13日にタクシー運転者への感染が確認されました。

つきましては、始業点呼時に、運転者に疲労、疾病等の体調を申告させる等により、運転者の健康状態を確実に把握するとともに、感染予防対策が取れていることをあわせて確認するよう、さらに、利用者に対してもチラシの掲示・配布等により感染予防対策の実施に協力頂くよう、傘下会員に対して周知徹底をお願いします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告いただくよう、傘下会員に対して、再度、周知をお願いします。

## ハイ・タク事業における 新型インフルエンザ感染防止対策

平成21年10月

全国ハイヤー・タクシー連合会

正しい予防と対応でお客様や従業員と家族を  
新型インフルエンザから守りましょう！

- ・ 新型インフルエンザ(A/H1N1)については、本年5月に国内感染が確認され、8月には流行シーズンに入ったものとされました。国内の感染者及び死亡者は引き続き増加傾向にあり、秋冬に向けた大量の感染者発生が懸念されています。
- ・ 大流行に備え、それぞれの事業者がお客様や従業員と家族の生命の安全を第一に考え、感染拡大防止の対策を実施する必要があります。マスクの着用、手洗いの励行などによる感染予防策の徹底や、感染の疑いや心配のある従業員を出勤させないなどの対策を行いましょう。
- ・ 何ら対策を行わなければ、お客様や従業員や地域社会の安全を危機にさらし、会社が社会的批判を浴びる可能性さえあります。
- ・ 大流行により、数週間から数ヶ月間業務が縮小または中断する可能性があり、最悪の場合、事業の継続が困難となり「倒産の危機」に直面する危険性があります。あらかじめの備えをしておくことで、倒産の危機の可能性は大きく変わると見込まれます。
- ・ 本マニュアル案は、タクシー事業者の自主的な感染防止対策等の検討や対応マニュアルの策定にあたり、参考となると考えられる内容を示したものです。
- ・ 本マニュアル案で紹介する感染防止対策を実施したとしても、感染の可能性が完全になくなるわけではありませんが、出来ることから丁寧に実践していくことが重要です。対応を先送りせず、今から準備にとりかかってください。
- ・ 新型インフルエンザがまん延した場合、公共交通機関であるタクシーは、営業活動の制限が同時に国民生活全体の水準の低下につながるため、社会的責任の観点からも事業の継続について検討しておくことが望まれます。事業継続計画の策定にあたっては、「国土交通省 新型インフルエンザ感染防止対策等について・新型インフルエンザ対応マニュアル作成の手引き」(<http://www.mlit.go.jp/common/000049511.pdf>)等を参照してください。

## I. 新型インフルエンザ（A／H1N1）とは

### 1. 豚由来の新型インフルエンザ

一般的な意味での「新型インフルエンザ」とは、季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、国民の大多数が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものを言います。しかし、ここで言う「新型インフルエンザ」とは、本年5月以降国内で発生している豚由来の新型インフルエンザ（A/H1N1）のことを指します。

### 2. 新型インフルエンザの特徴

新型インフルエンザは、感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似する点が多くあります。潜伏期間は1～7日とされています。

また、症状も突然の発熱、咳、咽頭痛、倦怠感に加えて、鼻汁、頭痛など季節性インフルエンザと類似していますが、季節性インフルエンザに比べて、下痢などの消化器症状が多い可能性が指摘されています。

更に、慢性呼吸疾患、慢性心疾患、糖尿病などの代謝性疾患、腎機能障害、ステロイド内服による免疫機能不全などの持病がある場合には、状況により重症化するリスクが高くなることがあるとされています。妊婦、乳幼児、高齢者についても、重症化する可能性が報告されています。

### 3. 新型インフルエンザの感染経路

季節性インフルエンザの主な感染経路は飛沫感染と接触感染であると考えられています。新型インフルエンザについても現段階ではその感染経路を特定することはできていませんが、飛沫感染、接触感染が主な感染経路として推測されています。

#### 【飛沫感染】

- ・咳やくしゃみなどで排泄されるウイルスを口や鼻から吸い込むことによる感染。
- ・咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中では1～2m以内しか到達しないとされています。

### 【接触感染】

- ・ウイルスが付着した手で触れた机、ドアノブ、スイッチなどに別の人が触れ、自分の鼻や口、目をさわることによる感染。

## Ⅱ. 一般的な感染防止対策

### 1. 手洗い、うがいの励行

ウイルス感染予防のためには、うがい、手洗いをしっかりすることが重要です。うがいは、口の中を清浄にすることから有効な方法であり、手洗いは、手指に付着したウイルスを除去するために有効なことから、両者とも感染予防の基本とされています。

- ・職場内におけるうがい・手洗い・手指消毒に関する指導を徹底する。
- ・手洗いについて、具体的な手洗いの方法を図示したポスター、チラシを手洗所に備え付ける。
- ・職場内において、手指消毒が行えるように速乾性消毒アルコール製剤を備え付ける。

### 【手洗いの留意事項】

- ・手を流水で軽く洗う
- ・石けんを使用するときは液体石けんを使用する。
  - ①手を洗うときは、時計、指輪をはずす。
  - ②爪は短く切っておく。
  - ③手洗いが雑になりやすい部位は、注意して洗う。
  - ④使い捨てのペーパータオルを使用することが望ましい。
  - ⑤水道栓は洗った手でなく、手を拭いたペーパータオル等で止める。
  - ⑥手を完全に乾燥させる。

### 【禁止すべき事項】

- ・溜まり水を使用した手洗い
- ・布タオルの共同利用

### 2. マスクの着用

感染していない健康な人が行うマスク着用による感染予防は、一定の効果しか期待できないとされています。うがい・手洗い等の感染防止策を併せて行いましょう。

一方で、インフルエンザ様症状のある人のマスク着用について

は、咳やくしゃみによる飛沫に含まれたウイルスの飛散を相当程度減少させることが期待できます。従って、咳・くしゃみの場合又は上記2のようなインフルエンザ様症状のある場合にやむを得ず外出するような場合には、飛沫感染を防止するためにマスクを着用することが必要です。

#### 相談事例

Q：インフルエンザ感染防止のため、乗務員にマスクを着用させる必要があるでしょうか。

A：感染していない健康な人が行うマスク着用による感染予防は、一定の効果しか期待できません。しかし、本年5月に国内感染者が出始めた地域でマスクを着用していない乗務員が「この会社はマスクも用意していないのか」と、お客様にお叱りを受けた事例がありました。

また、同じ時期に感染者が見つかっていない地域では、乗務員がマスクをしていると、インフルエンザを警戒して乗ってくれなかった事例もありました。

地域によって、またお客様個人によってマスクに対する考え方は違うものです。

したがって、一概に是非は言えませんが、乗務員にマスクを着用させるに当たっては、乗務員が「会社の方針で、全乗務員がマスクをしております」などと説明したり、車内に「インフルエンザ感染防止のために乗務員がマスクを着用しています」等の掲示をしておくなど、お客様に不安を抱かせないような工夫が必要であると考えます。

### 3. 咳エチケットの徹底

- ・周囲の人からなるべく離れてください。

咳やくしゃみのしぶき(飛沫)は約2メートル飛ぶと言われていません。

- ・咳やくしゃみをするときは、他の人から顔をそらせ、ティッシュなどで口と鼻を覆いましょう。

他の人にしぶき(飛沫)をかけないように心がけましょう。

マスクをしていない場合には、ティッシュなどで口と鼻を覆うことも大切です。使ったティッシュはすぐにゴミ箱へ捨てましょう。

- ・咳やくしゃみを抑えた手を洗いましょう。  
咳やくしゃみを手で覆ったら、手を石鹸で丁寧に洗いましょう。
- ・マスクを着用してください。  
咳、くしゃみが出ている間はマスクを着用しましょう。  
使用後のマスクは放置せず、ゴミ箱に捨てましょう。

#### 4. インフルエンザワクチンの接種

新型インフルエンザワクチンは、確保できるワクチンの量が限られており、医療従事者、妊婦及び基礎疾患を有する者などが優先的に、接種されることとなっています。

一方で、季節性インフルエンザワクチンについては、これを接種することにより、医療機関の受診の必要性及び医療機関の混雑の可能性を減じることが期待できます。

また、新型インフルエンザと従来からの季節性インフルエンザの双方に有効とされるタミフル・リレンザ等の抗インフルエンザウイルス薬が、新型インフルエンザ感染拡大時に仮に不足するような事態になった場合においても、季節性インフルエンザワクチンを接種しておくことにより、季節性インフルエンザの感染の可能性を減じ、ひいては、抗インフルエンザウイルス薬の不足に直面する可能性を減じることが期待できますので、副反応のリスクはありますが、計画的に接種するようにしましょう。

### Ⅲ. インフルエンザ対策会議の設置

#### 1. インフルエンザ対策会議

経営者は、営業所長、総務部長等の各部門の責任者を構成員とする対策会議を設置し、必要に応じてインフルエンザ対策担当部門を設置します。

① 各部門の責任者は、インフルエンザ関連情報の収集や欠勤者数等の社内状況の把握に努めるとともに、社内の司令塔として適切な指示を出し、お客様及び従業員への感染防止対策の実施を図るようにします。

② 責任者がインフルエンザに感染した場合を考慮し、副責任者を指名しておきましょう

#### 2. 対策会議で決めておくべき事項

① インフルエンザ感染予防対策者を決めて、従業員の連絡を一本化する

② 職場及び車両で使う「手洗い用石けん」、「速乾性消毒アルコール製剤」、「マスク」、「除菌洗剤」などを安定確保する。



- ③ 体温計を用意し、勤務中に体調不良を訴えた乗務員の体温測定を義務付ける。
- ④ 従業員及びその家族にインフルエンザ感染の疑いがある者が出た場合の基本方針を職場ごとに決定しておく。
  - \* 家族に感染の疑いがある場合  
「自宅待機か、様子を見ながら出勤か」
  - \* 本人に感染の疑いがある場合  
「自宅療養期間」（通常は発熱から7日間）

#### IV. 具体的な感染防止対策

お客様は、電車やバスなどと比べて、タクシーの方が個別輸送であるため、感染リスクが低いと考えてご乗車いただくことがあります。タクシー車内の消毒をこまめに行うなど、お客様への感染防止を第一に考え、以下のような対策を講じましょう。

##### 1. 自宅～出勤

- 起床時に検温及び体調のチェックを行いましょう。  
だるい、吐き気、発熱等の体調に異常があったら無理に出勤せず、会社へ連絡を入れ、指示を受けましょう。
- 家族がインフルエンザに感染又は発熱等の症状がある場合、会社へ連絡を入れ、指示を受けましょう。
- 電車、バスなどの公共交通機関での感染を防ぐため、時差出勤を検討しましょう。
- 自家用車、自転車等の通勤手段の見直しを図りましょう。  
(通勤手段を変更する際には、必ず会社と相談の上、行いましょう。)
- 咳、くしゃみ等がある場合は、マスクを着用しましょう。

##### 2. 出勤～点呼

- 出勤した後は、うがい・手洗い・手指消毒を行いましょう。
- 運行管理者は、対面で点呼をする際、2m以上の距離を保持するよう努めましょう。
- 運行管理者は、乗務員を良く観察し、体調の不良を認めた場合は、無理に乗務させずに様子を見て、発熱等の症状があれば発熱相談センターに電話をして相談しましょう。
- 運行管理者は、乗務員に対しインフルエンザ対策として、うがい・手洗い・手指消毒、車内の消毒等を徹底させましょう。
- アルコールチェッカーは、使用前、使用後に消毒しましょう。

- タクシーに消毒用アルコール製剤等が常備されているか確認しましょう。
- 日常点検時（運行前）に車両のハンドル、シフトレバー、メータースイッチ、ドアノブ等の頻繁に手が触れる部分を消毒しておきましょう。

### 3. 乗務中

- 咳やくしゃみをしているお客様を乗せた後は、手すりやドア付近など、お客様がさわった可能性があるところや防犯仕切板など、咳くしゃみの飛沫が付着しそうなところをアルコール製剤等で消毒を行いましょう。また、うがい・手洗い・手指消毒を行い、車内の空気を換気しましょう。
- 通常の営業中に際しても、時間を決めて定期的に車内の消毒、換気及びうがい・手洗い・手指消毒を励行しましょう。
- 食事の前にも必ずうがい・手洗い・手指消毒を行いましょう。
- 乗務中に発熱や体調不良を認めた時は、無理をせず会社へ連絡を入れ、帰庫するようにしましょう。

### 4. 帰庫～帰宅時

- 帰庫後は、必ずうがい・手洗い・手指消毒を行いましょう。
- 車両のハンドル、シフトレバー、メータースイッチ、ドアノブ等の頻繁に手が触れる部分や防犯仕切板など、咳くしゃみの飛沫が付着しそうなところの消毒を行いましょう。
- 納金が済んだ時もうがい・手洗い・手指消毒をしましょう。現金は、多くの方が触れるものですから、ウィルスが付着している可能性があります。
- 帰宅する際は、通勤時間帯を避けるように努めましょう。

### 5. 明け番、休日

- 明け番、休日は、しっかりと睡眠をとり、休養に努めましょう。
- 外出の際は、人混みを避け、なるべく感染の機会を減らす努力をしましょう。

### 6. 職場内

- 総務担当者等は、マスクや消毒液等の衛生用品の必要数を確保し、欠品がないよう計画を立てて備蓄をしておきましょう。
- 衛生管理者等は、社内の清掃に努め、トイレ、洗面台などの消毒を頻繁に行うように指導監督しましょう。
- うがい・手洗い・手指消毒等のポスター等を社内に掲示し、

周知徹底を図りましょう。

- 営業所、事業所の入り口等に手指消毒が行えるように消毒用アルコール製剤を設置しておきましょう。
- うがい用のコップ等は共用しないで、個人のものを用意するか、紙コップ等を使用しましょう。
- 洗面や手洗いに使うタオル等も個人のものを用意しましょう。
- 咳やくしゃみがある場合は、マスクを着用し、なるべく風呂や仮眠所等を使用しないようにしましょう。
- ドアノブやエレベーターのボタン、階段のてすり、照明のスイッチ等はこまめに消毒するようにしましょう。
- 電話の受話器、共用パソコンのマウス等も消毒を行いましょ  
う。

## V. 乗務員、社員が感染した場合の対応

乗務員等が職場においてインフルエンザ様症状を発症した場合、当該乗務員に対して感染拡大を防ぐためのマスクを着用させた上で、医療機関の受診を勧め、休暇を取らせましょう。また、当該職員等が使用した車両、机、電話、パソコンなどについて消毒を徹底しましょう。

## VI. 終わりに

インフルエンザに感染した場合の「受診と療養の手引き」（抜粋）及び「新型インフルエンザに関連して労働者を休業させる場合の労働基準法上の問題に関するQ & A」をご紹介します。詳細は厚生労働省HPを参照してください。

また、インフルエンザの関連情報は、厚生労働省の他、都道府県、市区町村のHPにも掲載され、日々更新されています。常に最新情報の把握に努め、対策を進めてください。